

沿岸広域振興局長告示第66号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

平成30年7月27日

沿岸広域振興局長 石川 義 晃

- 1（1） 道路の種類 県道
- （2） 路線名 大槌小国線
- （3） 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
上閉伊郡大槌町大槌第16地割字大石前28番2地先から第15地割字迫田46番42地先まで	新	m 34.2～13.2	m 196.5
	旧	22.9～9.7	196.5

- （4） 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

ア 場所 沿岸広域振興局土木部

イ 期間 平成30年7月27日から同年8月27日まで

- 2（1） 道路の種類 県道
- （2） 路線名 吉里吉里釜石線
- （3） 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
上閉伊郡大槌町小槌第28地割字間渡153番102地先から須賀町229番2地先まで	新	A m 30.0～12.8	m 257.5
		B 21.0～8.3	631.8
上閉伊郡大槌町小槌第28地割字間渡153番102地先から須賀町229番2地先まで	旧	A 30.0～12.8	257.5
		B 21.0～8.3	621.3

- （4） 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

ア 場所 沿岸広域振興局土木部

イ 期間 平成30年7月27日から同年8月27日まで